







- 2) 報酬支払期間ごとに支払われないすべての報酬。勤続報償、退職金、新入社員手当、賃上遡及払分、企業合併による報酬調整分、社員表彰金、目標達成金、クリスマス手当等の祝祭手当、業績報償金、四半期ボーナス、第13月・第14月手当、年次ボーナス等がこれに属する。
- 3) 現物支給には、表の①～④の他に、社員食堂、文化・スポーツ・レジャー施設・サービス、幼稚園・保育園、売店、通勤定期、労働組合ファンド、従業員組織関連経費が挙げられる。
- 4) 強制保険の補完として使用者により支払われる保険料すべて。例えば、(職業) 年金、疾病保険、失業保険等で強制保険を補完する制度。
- 5) 疾病・妊娠・労働災害時の所得保障で使用者が直接に労働者に支払うもの（公的社会保険機関が支払うものは除かれる）
- 6) 労働協約の根拠があるか、それが不明なもの（労働協約に根拠がないものは、I 1 (1)(a)②に含められる）。
- 7) 労働者自身およびその子供のための教育補助、時短手当（公的社会保険機関が支払ったものは除かれる）が含まれる。
- 8) 求人広告費・作業着代・引越費用が含まれる。

最後に、ドイツの労働費用の時系列推移みると、労働費用全体の中での、賃金・報酬の割合（製造業）はほぼ同率で推移しており、また、その中の、実働時間対応の報酬、付加的人件費全体の構成もほぼ変化はみられない。

付加的人件費全体の中では、非労働日手当、その他の費用の構成比が低下傾向にあり、反対に、社会的給付費の構成比がやや上昇傾向にあることが分かる。

図表 ドイツにおける産業別労働費用の構造（1992年、1996年、2000年、2004年）

費　目	全産業	サービス業	製造業	製造業	製造業	製造業
	2004 %	2004 %	2004 %	2000 %	1996 %	1992 %
(1)実働時間対応の報酬	56.7	56.8	56.6	56.7	55.6	56.0
(2)付加的人件費全体	43.3	43.2	43.4	43.3	44.4	44.0
①特別手当*1)	6.9	6.0	7.9	7.6	7.0	7.5
②非労働日手当*2)	12.0	12.0	11.9	12.9	15.8	13.8
③社会給付費*3)	17.7	16.4	19.9	19.2	19.0	17.2
④その他の費用*4)	6.9	8.8	3.5	3.6	2.6	5.5
労働費用全体	100	100	100	100	100	100
(労働費用額)	(47129)	(45743)	(49770)	(39662)	(41630)	(36207)
(単位：ユーロ))						
労働費用中の賃金・報酬*5)	75.6	74.8	76.4	77.2	78.4	77.3

(出所) 柳屋孝安「ドイツにおける企業内福利厚生の法的類型と実態」法と政治, 59(3): 1(904)-52(853) (2008年)

(原資料) ドイツ連邦統計局労働費用調査による (出所における記載)

(出所備考)

注記) 上記割合の合計が合わない場合があるが、これは小数点2位以下を四捨五入していることによる。また、以下に示した各費目の内訳は、本表作成の基となった表に示された内訳によっている。

- 1) 労働者財産形成給付、確定合意の特別給付、業績・利益連動手当、休暇手当
- 2) 休暇日賃金、疾病時の法的賃金継続払、その上積み、法定祝日その他の法定の操業短縮の補償賃金、その他の事業上ないし協約上の休暇手当
- 3) 強制保険の保険料負担、企業老齢年金経費
- 4) 解雇補償、事業内短縮労働手当、教育訓練経費
- 5) 直接経費 ((1)と(2)の①②の合計)。